

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が4月16日には「緊急事態措置を実施すべき区域」が全国に拡大され、本市も対象区域になったところです。

国においては、新型コロナウイルス感染症対策のための「基本的対処方針」を示しており、昨日の緊急事態宣言の対象区域の拡大を受けて、岩手県知事は、特定都道府県知事として、法に基づく個別の協力要請を発することができるようになったことから、これらに基づいて、感染の拡大の防止、経済的に影響を受けている市民の様々な不安の解消や課題の解決に、国、県とともに連携して全力で取り組んでまいります。

市民のみなさまには、引き続き不要不急の外出を控えていただくとともに、市民以外の皆さまにおかれましても、都道府県を越えた不要不急の往来についても、控えていただきますようお願いいたします。

また、咳エチケットや手洗いの励行など感染症対策についても、引き続き徹底していただくようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためには、国が示した「3つの密」を避けていただくことが重要です。1つ目は「換気の悪い密閉空間」、2つ目は「多くの方が密集する場所」、3つ目は「密接な距離での会話や発声」を避けることが必要であり、特に「3つの『密』」が重なる場を避けるよう御協力をお願いいたします。

市民1人1人が「3つの密」をできる限り避けることで、御自身の感染リスクを下げるだけでなく、みなさまの大切な方をはじめ、多くの方々の重症化を食い止め、その命を救うこととなります。今、しっかりと取り組むことで感染の拡大が大幅に減少され、収束につながると存じますのでみなさんの御理解と御協力をお願いいたします。

令和2年4月17日

盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 谷 藤 裕 明